令和８年１２月実施

兵庫県産休・育休代替職員（精神保健福祉センター）登録試験案内

◇受付期間　令和８年１２月１日（火）～令和８年１２月１９日（土）［必　着］
◇試 験 日　令和９年１月中旬（詳細は別途通知）
◇勤務場所　兵庫県精神保健福祉センター（神戸市中央区脇浜海岸通１丁目３－２）

１　産休・育休代替職員について

(1) 産休・育休代替職員とは、産休又は育児休業を取得した職員の代替として勤務する職員で、正規職員と同様の業務に従事します。

(2) この試験の合格者は、産休・育休代替職員採用候補者名簿（以下、「採用候補者名簿」という。）に登録されます。

(3) 職員の産休期間中（約４ヶ月間）は臨時的任用職員として、育児休業期間中は育休任期付職員として採用されます。（育休任期付職員の採用は、各所属による面接に合格する必要があります。）

(4) 育休任期付職員の任用期間は、職員の育児休業期間に応じて決定します（最長約２年 10 ヶ月）。なお、一つの任期は１年以内とし、勤務実績や職員の育児休業期間に応じて１年度毎に任期を更新します。

(5) 採用は、職員の産休及び育児休業の取得状況に応じて決定するため、合格者ごとに採用時期や任用期間が異なります。

(6) 職員の産休及び育児休業の取得状況や育休任期付職員採用前に実施される面接の結果によっては、採用候補者名簿に登録されても採用されない場合があります。

(7) 採用候補者名簿の有効期間は名簿登録の日から１年です。当初の任期終了後も、採用候補者名簿の有効期間中に、新たに産休又は育児休業を取得する職員があった場合には、再度採用される場合があります。

(8) 産休・育休代替職員への採用は、任期の定めのない職員の任用に際して、いかなる優先権を与えるものではありません。

【採用までの流れ】

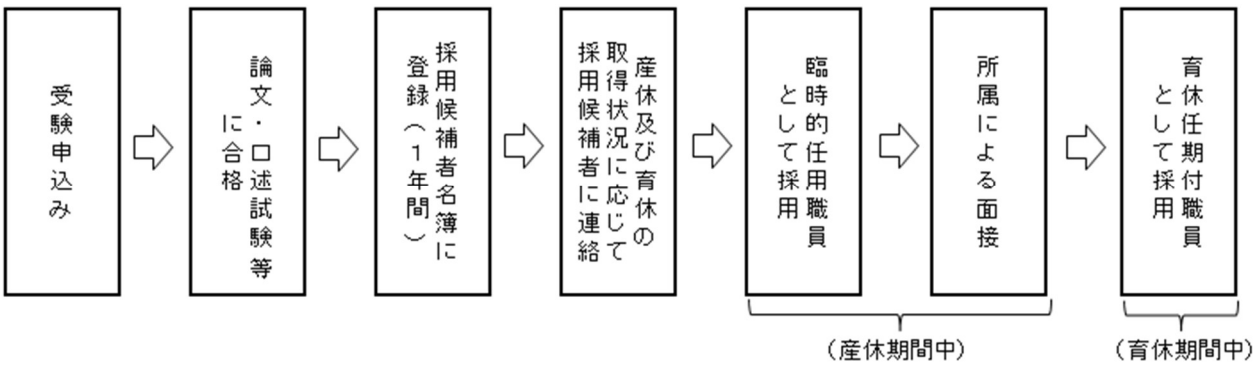

2　募集職種・登録予定人員・職務内容

精神保健福祉士又は保健師の資格を有し、精神保健福祉に関する知識を有する方とします。併せて、Word 及び Excel の基本的な操作ができることを要件とします。

募集職種	登録予定人員	職 務 内 容
精神保健福祉士 または保健師	１名	精神保健福祉センターで行う業務（精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院）に関する交付事務）

3　受験資格

次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア　日本国籍を有しない者

イ　地方公務員法第１６条に規定する欠格条項のいずれか（下記）に該当する者

- ●拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ●兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
- ●日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

ウ　平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を理由とするもの以外)

4　申込方法

(1) 申込方法

ア　受験申込書と自己ＰＲカードに必要事項を記入し、受験申込書には写真を貼って、封筒の表に「産休・育休代替職員登録試験受験申込書在中」と朱書きの上、(2)の申込先まで持参または郵送してください。

※原則、郵送でのご提出をお願いします（受付期間内必着）。
持参の場合は、期間内の開庁日（日曜・月曜・祝日は休館）９時～１７時にお越しください。

イ　受験申込書及び自己ＰＲカードはＡ４縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどせず、ご提出ください。

ウ　申込者（書類選考を行う場合には、書類選考合格者）には、面接試験日時や会場等をメールにより通知しますので、受験申込書に必ず電子メールアドレス（※）を記載してください。

※ドメイン「pref.hyogo.lg.jp」からのメールを受信できるよう、必要に応じて受信設定をしてください。

※メールが受信できなかった場合やメールを見落とした場合等であっても、選考試験の追加実施等には一切応じられません。

(2) 申込・問い合わせ先

兵庫県精神保健福祉センター
〒651-0073　神戸市中央区脇浜海岸通１丁目３－２　TEL：０７８－２５２－４９８６

5　選考試験

(1) 選考方法

応募書類及び面接試験による選考

(2) 面接試験

責任感、コミュニケーション能力、協調性、理解力、知識・技術等について個別面接を行います。（一人 20～25 分程度）

(3) 面接試験日

令和９年１月中旬予定

(4) 試験会場

兵庫県精神保健福祉センター内

(5) その他

書類選考を行い、面接試験対象者を決定する場合があります。結果は、メールで通知します。

6　合格発表

試験実施後、合否に関わらず文書で通知します。

7　任用期間

(1) 臨時的任用職員

概ね 16 週間程度

(2) 育休任期付職員

職員の育児休業期間に応じて決定します（最長約２年 10 ヶ月）。なお、一つの任期は１年以内とし、勤務実績や職員の育児休業期間に応じて１年度毎に任期を更新します。

※今回の名簿登録者は、兵庫県精神保健福祉センターで産休及び育児休業を取得予定の職員の代替職員として以下の期間の任用とする予定です。

臨時的任用職員　令和９年２月中旬～令和９年６月上旬

育休任期付職員　令和９年６月上旬～令和 10 年３月 31 日

8　勤務条件等

(1) 月額給与（給料＋地域手当）

給料は、行政職１級の給料表が適用されます。

区　分	月　額
高校卒	226,129 円（給料月額 206,700 円、地域手当 19,429 円［9.4%］）～※1
大学卒	259,934 円（給料月額 237,600 円、地域手当 22,334 円［9.4%］）～※1
上　限	293,520 円（給料月額 268,300 円、地域手当 25,220 円［9.4%］）※1

※1 行政機関、民間企業等での経歴に応じて加算される場合があるほか、給与改定によって給料月額が変わることがあります。

※2 給料月額の算定は、採用手続き時に職歴の期間等の証明書類により個別決定します。また、給料月額の個別照会には応じられませんのでご留意ください。

(2) 諸 手 当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの規定によって支給されます。

※給与改定によって手当額等が変わることがあります。

(3) 勤務時間

週 38 時間 45 分（７時間 45 分／日、祝日を除く火～土曜日の週５日）

(4) 休　　暇

年次有給休暇は任期に応じて年間最大 20 日間となります(引き続き更新された場合、繰り越されます。）。その他、夏季休暇等任用条件に応じた各種休暇・休業制度（有給／無給）の適用があります。

(5) そ の 他

・地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

・受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止について

兵庫県精神保健福祉センター（以下、「センター」と表記）で実施する採用活動等では、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和８年10月１日 令和７年法律第63号）に基づき、求職者等が安心して求職活動等を行えるよう、セクシュアルハラスメントの防止に取り組んでいます。

１ 求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは

「求職者等に対するセクシュアルハラスメント」とは「事業主が雇用する労働者による性的な言動により求職者等による求職活動などが阻害されるもの」です。

性的な言動とは

〇性的な内容の発言

性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布すること等

〇性的な行動

性的な関係を強要すること、必要なく身体に触ること、わいせつな図画を配布すること等

２ 求職活動等に関するルール

センターで実施する採用活動等においては、以下のルールにより上記セクシュアルハラスメントの防止に取り組みます。

（１）面接・面談等は原則として業務時間内及び庁舎や公的機関等で行うとともに、複数名で対応し透明性を確保します。ただし、求職者等の状況や業務上の必要性がある場合はこの限りではありません。

（２）センターが使用する連絡ツールは、原則として、郵送、下記電話番号及びメールアドレスを使用します。

精神保健福祉センター総務班

住　　所：神戸市中央区脇浜海岸通１丁目３－２

電　　話：０７８－２５２－４９８６

メールアドレス：seishinfk@pref.hyogo.lg.jp

３ 相談窓口

センターで実施する採用活動等において、セクシュアルハラスメントと思われる言動を受けた場合は、下記の相談窓口へご相談ください。相談内容に応じて、各関係任命権者とも連携し、厳正に対応します。なお、相談者のプライバシーは保護されます。

＜相談窓口＞

部署名：兵庫県福祉部障害福祉課

電　話：０７８－３６２－３２６５　　Ｅメール：shougaika@pref.hyogo.lg.jp